

災害廃棄物処理委託契約書（単価契約）

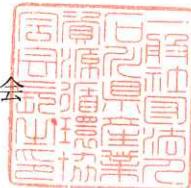
令和6年9月25日

災害廃棄物処理事業者（甲）

住所 石川県金沢市尾山町9番13号

氏名 一般社団法人 石川県産業資源循環協会

会長 高山 盛司



災害廃棄物処理受託者（乙）

住所 東京都羽村市羽4235番地

氏名 西多摩衛生組合

管理者 橋本 弘山



石川県災害廃棄物処理計画に基づく協定により、令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の広域処理が必要な市町が災害廃棄物の処理を委託した上記災害廃棄物処理事業者（以下「甲」という。）と災害廃棄物処理受託者（以下「乙」という。）は、令和6年能登半島地震により輪島市及び珠洲市で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理に関して、次のとおり契約を締結する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（総則）

第1条 甲は「令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、甲と乙との間で災害廃棄物の処理委託契約を締結する。

2 甲と乙は、本契約書及び別添の仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

（甲の責務等）

第2条 甲は、災害廃棄物を、甲が委託する輸送事業者により、乙の処理施設に密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）で搬入するものとする。

(乙の責務等)

第3条 乙は、前条の規定により搬入された災害廃棄物を自己の施設で適切に処理しなければならない。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令を遵守し、適正に処理しなければならない。
- 3 乙は、災害廃棄物の焼却灰を再資源化処理する場合は、別表1に示す再委託先に処理を依頼することができる。これに係る経費は、第6条の処理単価に含まれるものとする。

(権利の譲渡等)

第4条 甲又は乙は、予め相手方の書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し又は本契約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは第三者の担保に供してはならない。

(廃棄物の受入基準)

第5条 甲は、別途仕様書に記載された災害廃棄物の受入基準を遵守しなければならない。

(廃棄物の種類・数量及び単価)

第6条 甲が乙に処理を委託する災害廃棄物の種別、予定数量、処理単価及び推定総金額は、別表2のとおりとする。

(処理量の確定)

第7条 災害廃棄物の処理量は、乙の処理施設に設置された計量器に表示される数値をもって確定するものとする。

(契約代金の支払い)

第8条 乙は、契約期間中の履行に係る代金を契約期間の満了する日に、第6条及び前条の規定に基づき処理費用を算定し、甲に請求するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する請求をするに当たっては、災害廃棄物の処理量を記載した廃棄物処理実績報告書を添付しなければならない。
- 3 甲は、乙の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に乙の指定する口座により支払うものとする。
- 4 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項の期間内に契約代金を支払わない場合は、指定期日の翌日から起算した遅延日数に応じ、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間においても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（1円未満の端数額が生じたときは、これを切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(完了届の提出)

第 9 条 甲は、乙に委託した業務が終了したときは、速やかに委託完了届を作成し、乙に提出しなければならない。

(契約期間)

第 10 条 本契約の契約期間は、本契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(事故等の報告)

第 11 条 甲及び乙は、本受託事業の遂行に当たり支障が生じたときは、速やかに相手方へ報告しなければならない。その他事故が発生したときは、関係機関に連絡するとともに速やかに相手方に連絡すること。

(損害発生による必要経費)

第 12 条 この契約履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、乙が負担する。

(管轄裁判所)

第 13 条 この契約に係る訴訟については、乙の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(運行上の責任等)

第 14 条 甲は、乙の施設に災害廃棄物を搬入するに当たり、都内の搬入経路の沿線住民等と紛争が生じた場合は、甲の責任において対処するものとする。

(機密保持)

第 15 条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく、開示又は提供してはならない。

- 2 乙は、災害廃棄物の焼却灰を再委託する場合は、再委託の受託者に必要な情報を開示又は提供することができる。
- 3 本条の規定は本契約終了後も引き続き効力を有する。

(契約の解除)

第 16 条 甲又は乙は、この契約における相手方がこの契約の各条項若しくは法令等の規定に違反すると認めるとき、又は両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除するときは、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこれを解除することはできないものとする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、定めるものとする。

別表1（第3条第3項関係）

再委託先	処理施設	処理方法
東京たま広域資源循環組合 (東京都西多摩郡日の出町 大字大久野7642番地)	東京たまエコセメント化施設	焼成処理

別表2（第6条関係）

種別	予定数量(kg) ：	処理単価 (税込)(円/kg)	推定総金額(円)
可燃性廃棄物 (木くず等)	250,000	35.4	8,850,000

仕 様 書

- 1 件 名 災害廃棄物処理委託契約（単価契約）
- 2 予 定 数 量 250,000 kg
- 3 履 行 場 所 西多摩衛生組合環境センター（東京都羽村市羽 4235 番地）
- 4 支 払 方 法 支払いは、契約期間満了後の搬入実績に基づく一括払いとする。
- 5 作 業 内 容 乙は、甲がコンテナによって搬入した、別表 3 の基準に適合する災害廃棄物の焼却処理を行う。
- 6 搬 入 指 示 乙は、災害廃棄物搬入時に運転手に適切な指示をする。
- 7 搬 入 曜 日 月曜日から金曜日の週 5 日間（祝日も搬入可）。但し年末年始 1 月 31 日から 1 月 3 日を除く。
- 8 搬 入 時 間 災害廃棄物の搬入は、概ね午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。
(ただし、午前 12 時から午後 1 時を除く。)
- 9 緊 急 受 入 緊急時の搬入が必要の際は、甲乙協議のうえ決定する。
- 10 搬 入 経 路 乙の指定した搬入経路（別図）とする。但し道路工事等で当該搬入経路が通行できないときは、この限りではない。
- 11 計量時の手順 乙は、災害廃棄物を搬入した運転手の提示する「配達伝票」に搬入受付印を押印する。
その後、処理施設に設置された計量器で計量した結果を記載した伝票を、災害廃棄物を搬入した運転手に交付する。
なお、10 kg 単位の計量になる。
- 12 処理量の報告 乙は、当該月分の処理量を毎月 1 回 翌月 15 日までに報告する。
- 13 立 入 調 査 甲に本件災害廃棄物の処理を委託した輪島市、珠洲市は、搬入した災害廃棄物の処理について、乙の処理施設に立入調査をすることが出来る。乙は、搬出する災害廃棄物の処理について、甲の管理する仮置場に立入調査をすることができる。但し、立入日は、甲と乙の協議により決定する。
- 14 計量カード 乙は、甲に計量カード（以下「カード」という。）を貸与することができる。

このとき甲は、以下の書類を乙に事前に提出する。

- (1) 車両の最大積載量、車両重量、計量重量等が記載された書類
- (2) 車両の写真
- (3) その他、乙がカードの貸与に関して必要と判断した書類

なお、契約終了後、甲は、カードを速やかに乙へ返却する。

15 そ の 他

乙の事情により災害廃棄物を処理することが困難な状況が生じた場合は、甲乙協議の上、災害廃棄物の受入れを中断することができる。

別表 3

東京都災害廃棄物受入基準[可燃性廃棄物（木くず等）]

1 災害廃棄物の受入物及び受入基準

種類	受入物	受入基準
可燃性廃棄物（木くず等）	木くず、廃プラスチック、繊維くず等の可燃性廃棄物	災害廃棄物の受入種類（表-1）及び災害廃棄物の形状・寸法の受入基準（表-2）による

表-1 災害廃棄物の受入種類

分類	種類	受入可否	備考
可燃性廃棄物	厨芥	×	長距離の搬送における、腐食、悪臭の発生があるため
	紙くず	○	
	木くず	○	
	繊維くず	○	
	廃プラスチック	○	可燃性廃棄物全体の混入率14%（湿ベース）以内

表-2 災害廃棄物の形状・寸法の受入基準

形状・寸法	
柱・棒状	長さ50cm以下、角・径10cm以下
板状	一辺の長さ50cm以下
箱形	対角線の長さ50cm以下
疊	45cm以下（一部工場は36cm以下、一辺50cm以下あり）

※東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設における搬入処理可能な廃棄物の形状・寸法等を参照のこと。

2 受入禁止物

ふん尿、動物の死体、特別管理廃棄物に指定されている物、有害性の物（アスベスト含有物）、爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物、液状の物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物、焼却に適さない物、その他処理施設の管理運営に支障をきたす恐れのある物及び産業廃棄物

災害廃棄物処理委託契約書に基づく搬入出経路

経路 1：隅田川駅 ⇔ 首都高速・中央高速（王子 IC）⇨ 一般道（国道 16 号線）瑞穂町経由 ⇔ 羽村街道（都道 163 号線）⇨ 西多摩衛生組合

経路 2：隅田川駅 ⇔ 首都高速・中央高速（王子 IC）⇨ 一般道（新青梅街道）瑞穂町経由 ⇔ 羽村街道（都道 163 号線）⇨ 西多摩衛生組合

※ 経路 2 は、道路工事等で通行できない場合に使用する予備経路です。

